

## 第2章 学校における危機管理の進め方

### 児童生徒の安全確保の方策

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 教育活動全体での安全確保              | ④ 学校生活における安全確保の取組    |
| ② 児童生徒の安全確保に関する状況の把握        | ⑤ 緊急時における教職員の対処能力の習得 |
| ③ 地域や学校の特性を踏まえた危機管理マニュアルの作成 | ⑥ 危機管理マニュアル等に関する改善   |
|                             | ⑦ 危機管理に関する研修の充実      |

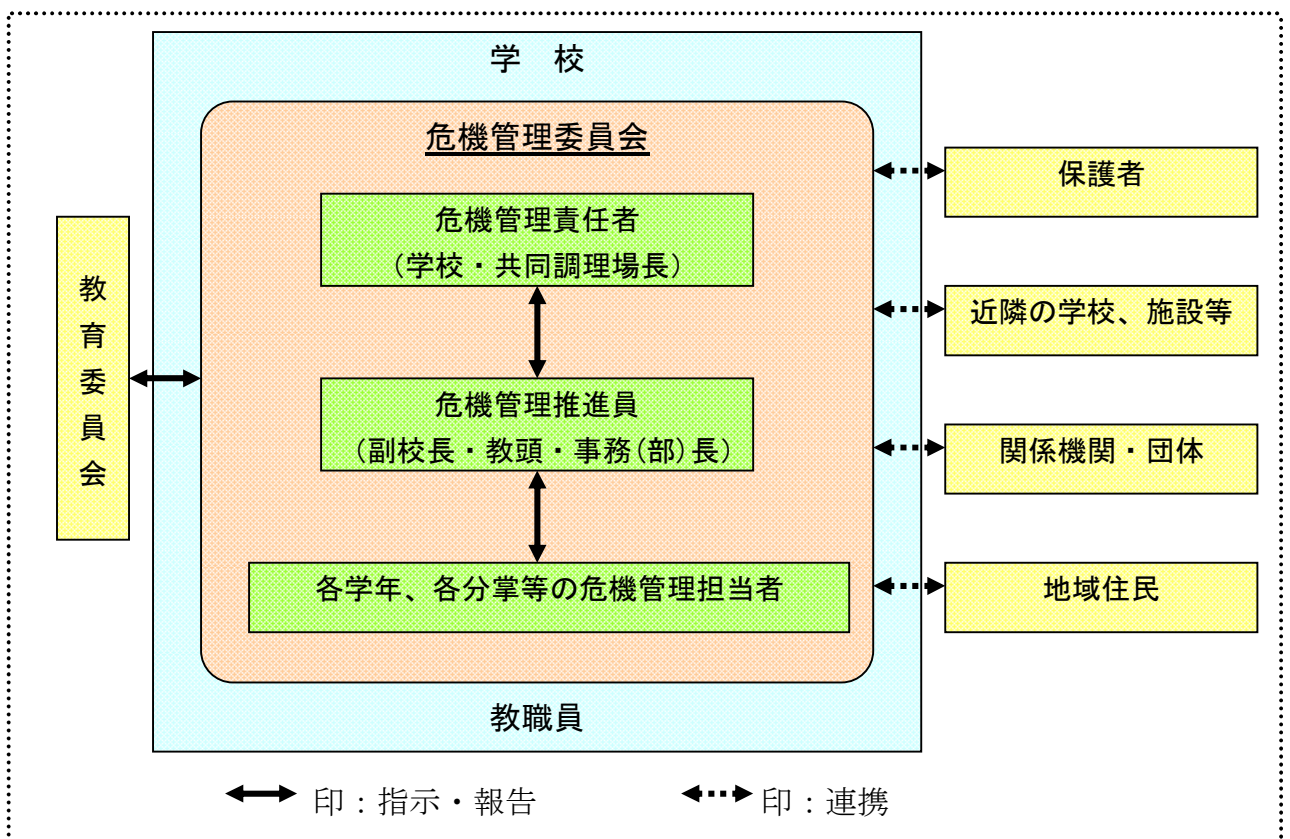
※文部科学省「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月）

#### 【ポイント】

- ◇ 校内体制を整備し組織的に取組むこと。
- ◇ 学校全体の計画に基づき、意図的・継続的に取組むこと。
- ◇ 家庭、地域、関係機関・団体等と十分に連携すること。

### 1 危機管理体制の整備

学校が保有する多様な危機を体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に危機管理を行うために、学校の規模等に応じて危機管理責任者、危機管理推進員、危機管理委員会などの組織体制を整備する必要がある。以下に学校における危機管理体制を例示する。



※三重県教育委員会「学校における危機管理の手引」（平成21年4月改訂）を参考に作成

### ◇危機管理委員会

危機管理を推進するための学校内の連絡調整機関として、危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は、校長を委員長とし、危機管理推進員等必要な人員で構成する。

危機管理委員会は学校の危機管理を推進し、危機管理に関する情報収集、分析、及び情報共有を行い、全校的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び学校内の連絡調整を行う。

### ◇危機管理責任者

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、児童生徒等の安全・安心の確保を第一に考え、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の危機低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また、関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任者となる。

### ◇危機管理推進員

危機管理推進員は、校長の指示に基づき、平常時には、危機の体系的な把握、危機管理マニュアル・連絡体制の整備、研修訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

また、関係機関との連絡調整や校内の調整を行う。

### ◇各学年、各分掌等の危機管理担当者

危機管理担当は、教育活動や業務等が有する危機を把握するとともに、危機発生を未然に防止するための活動を行う。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

### ◇教職員

教職員は、日常の教育活動や業務を遂行するにあたり、危機について常に関心を持ち、危機が顕在化しないよう危機の内容、対策等について校長又は危機管理推進員と絶えず相談する。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応する。

### ◇教育委員会、近隣の学校等との連携

発生した危機によっては、学校内の対応だけでなく、地域や県全体など広い範囲での対応や小・中学校と県立学校、私立学校などの校種や設置者が異なる学校、幼稚園や保育所等も含めた対応が必要な場合がある。そのため、各学校と当該教育委員会の速やかな情報の伝達や対策の実施などの連携を行う。また、必要に応じて近隣の学校等に情報を提供する。

### ◇保護者や地域、関係機関・団体等との連携

学校の危機管理を進めるにあたっては、保護者や地域、関係機関・団体等と協力を得ないと解決できない場合も多くあることから、日頃から、信頼関係を築く取組を行い、緊密な連携を行うことが重要である。

## 2 危機管理マニュアルの作成

危機管理推進員は、危機管理担当等と協力して、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた個々の危機についての危機管理マニュアルを作成して、教職員に周知徹底する。

「学校独自の危機管理マニュアル」の作成の留意点を以下にまとめてみる。

## (1) 内容

- |                      |   |              |
|----------------------|---|--------------|
| ① 総則（目的、対象の危機、対応体制等） | ⋮ | ③ 緊急事態発生時の対応 |
| ② 未然防止策              | ⋮ | ④ 事後対応       |

## (2) 学校独自の観点

学校独自のマニュアルは、それぞれの学校の状況に応じて、具体的でわかりやすく、実際に機能するものにする必要がある。

- |                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| ① 自校の状況を把握し、様々な危機を抽出する。                                            |
| ② 「フローチャート」に沿って緊急時に必要な対応を確認し、役割分担をする。                              |
| ③ 内容についても、下記のポイントを参考に、それぞれの学校の状況に合う独自の危機管理マニュアルを作成する。              |
| ◆ 学校の規模（子どもの数、職員数、敷地面積等）                                           |
| ◆ 学校の状況（施設の状況、来校者の動線等）                                             |
| ◆ 地域の状況（都市、山間、商店街、住宅街、工場地域、近隣学校等の有無等）                              |
| ◆ 子どもの状況（学年等発達段階、特別支援の有無、登下校の状況等）                                  |
| ◆ 緊急関係機関との連携状況（警察、病院までの距離等）                                        |
| ◆ 地域の体制（子ども見守り隊、「こども 110 番連絡所」等）                                   |
| ※「こども 110 番連絡所」とは、子どもや女性が、不審者(犯人)から逃れるための「一時避難所」であり、以下のことをお願いしている。 |
| ・子どもたちが助けを求めて来た場合、子どもに代わって 110 番通報をする。                             |
| ・一時避難して来た人を警察が到着するまでの間、保護する。                                       |
| ・救急車の手配などをする。 など                                                   |

## (3) 作成の手順

教職員だけではなく、保護者や関係機関等と協同で行う。

- |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| ① 原案作成                                                          |
| 各学校の状況や地域の実状等を踏まえて、国、都道府県、市町村等の作成した危機管理マニュアルを参考に、実効性のある原案を作成する。 |
| ② 協議・修正                                                         |
| 危機管理委員会や職員会議等で、教職員の意見を求め原案を修正する。                                |
| ③ 原案についての意見聴取                                                   |
| 警察やPTA、学校評議会、学校保健安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意見を聴取する。                    |
| ④ 原案の再修正・協議                                                     |
| 全教職員で協議し、共通理解のもと、「マニュアル案」を完成させる。                                |
| ⑤ 学校独自の危機管理マニュアルの決定                                             |
| 校長が、自校の危機管理マニュアルを決定する。                                          |

### 【学校保健安全法】

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。